

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第2072100015号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、公正中立な立場で「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	6
8. 第三者評価	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4 8 4 4 番地 1
(3) 電話番号 0 2 6 7 - 4 5 - 8 1 1 3
(4) 代表者氏名 会 長 矢 内 英 男
(5) 設立年月 昭和 4 2 年 4 月 1 4 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 要介護状態となった者に対し、可能な限り居宅において適正な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会
・平成 1 1 年 7 月 3 0 日指定 長野県 2072100015 号
(4) 事業所の所在地 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4 8 4 4 番地 1
(5) 電話番号 0 2 6 7 - 4 5 - 8 5 0 8
(6) 事業所管理者氏名 佐 藤 千 夏
(7) 当事業所の運営方針
- ・ 要介護状態等となった利用者の心身の状況や置かれている環境などに応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供される指定居宅サービス等が特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
 - ・ 運営にあたっては、常に関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成 1 1 年 1 0 月 1 日
(9) 当法人が行っている他の業務
- 当法人では、次の事業もあわせて実施しています。
- | | | |
|-------------|------------------------|-------------------|
| [訪問介護] | 平成 1 1 年 1 1 月 3 0 日指定 | 長野県第 2072100015 号 |
| [通所介護] | 平成 1 2 年 3 月 1 日指定 | 〃 |
| [福祉用具の貸与] | 平成 1 2 年 3 月 1 日指定 | 〃 |
| [予防訪問介護] | 平成 1 8 年 4 月 1 日指定 | 長野県第 2072100015 号 |
| [予防通所介護] | 平成 1 8 年 4 月 1 日指定 | 〃 |
| [予防福祉用具の貸与] | 平成 1 8 年 4 月 1 日指定 | 〃 |
| [配食サービス] | | |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 軽井沢町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	土・日曜日、祝祭日、12/29～翌年1/3以外の日 (必要に応じそれ以外の日)
受付時間	8:30～17:30 (必要に応じそれ以外の時間)
サービス提供時間帯	受付時間と同じ

※特定事業所加算算定にあたり24時間連絡体制を整えています。

営業日及び営業時間以外の緊急時連絡先は080-1398-7473(携帯電話)となります。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名	0名	1名	1名	専門員の監督指揮
2. 介護支援専門員	3名	3名	5.3名	1名	サービス計画作成等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(例) 週40時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では
 $40\text{時間} \times 5\text{名} \div 40\text{時間} = 5\text{名}$ となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

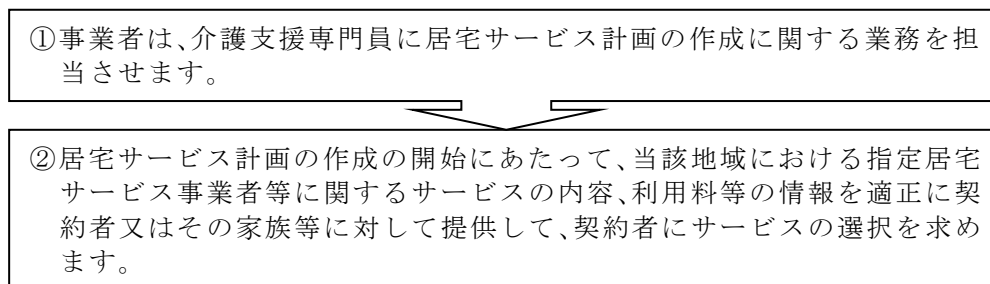
(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～10条参照)

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。なお、居宅サービス計画に位置づけたそれぞれの事業者について選択理由を求めることが可能です。

(居宅サービス計画の作成の流れ)



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

	要介護 1、2	要介護 3～5
居宅介護支援費	10,860円	14,110円
特定事業所加算（II）	4,210円	4,210円

（それ以外の加算について）

- ・初回加算
- ・入院時情報連携加算
- ・退院・退所加算
- ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算
- ・ターミナルケアマネジメント加算
- ・通院時情報連携加算
- ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

＜ケアプランのサービス利用割合＞

別紙参照

（２）交通費（契約書第 9 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月 12 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア．下記指定口座への振り込み
八十二銀行 中軽井沢支店 普通預金 3 7 2 3 9 4
- イ．金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：すべての金融機関と郵便局

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 8 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）入院時における医療機関との連携促進について

入院の際は医療機関との連携のために、入院先医療機関へ担当介護支援専門員の名前等をお伝えください。

7. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の担当者が対応いたします。

- 佐藤 友晴（TEL 0267-45-8113）
- 受付時間 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

軽井沢町役場 保健福祉課 高齢者係	所在地 電話番号 受付時間	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4 8 4 4 番地 1 0267-44-3333 F A X 0267-44-1396 8 : 30 ~ 17 : 30
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	長野市大字西長野字加茂北 1 4 3 - 8 026-238-1580 F A X 026-238-1581 8 : 30 ~ 17 : 15
長野県福祉サービス 適正運営委員会	所在地 電話番号 受付時間	長野市大字若里 7 - 1 - 7 0120-28-7109 F A X 026-228-0130 9 : 00 ~ 17 : 00

8. 第三者評価

(1) 第三者評価の実施の有無 無

令和〇年〇〇月〇〇日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 社会福祉法人 軽井沢社会福祉協議会

説明者 居宅介護支援専門員 氏 名 ○ ○ ○ ○ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 長野県北佐久郡軽井沢町〇〇〇〇〇

氏 名 ○ ○ ○ ○ ㊟

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--

同 意 書

利用者及び利用者家族等は、居宅介護支援サービスの利用に際し、利用者及び利用者家族等の必要な情報等を、サービス担当学会等において、事業者及び医療機関等へ提供することに、同意します。

契約者住所 長野県北佐久郡軽井沢町〇〇〇〇〇

氏 名 ○ ○ ○ ○ ㊟

主たる介護者・家族

住 所 長野県北佐久郡軽井沢町〇〇〇〇〇

氏 名 ○ ○ ○ ○ ㊟ （続柄 ○ ）

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第14条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合